

第31回入善町農業委員会議事録

令和2年2月5日午後3時30分から第31回入善町農業委員会が4F全員委員会室で開催された。

委員定数 18名 委員現在数 18名

出席委員 18名

1番 五十里 章	2番 米澤 一博	3番 中島 茂樹	4番 高澤 清晶
5番 島瀬 康一	6番 塚田 周一	7番 城崎 久満	8番 松原 二美榮
9番 米山 義隆	10番 鍋嶋 太郎	11番 上島 幸夫	12番 谷口 和子
13番 米田 喜代美	14番 山崎 林太郎	15番 愛場 義豊	16番 田中 吉春
17番 酒井 良博	18番 長原 均		

欠席委員 なし

本会議に、議案の説明のため出席した者の職、氏名は次のとおり。

入善町農業委員会 事務局長	小堀 勇
入善町農業委員会 係長	島尻 淳子
入善町農業委員会 主事	道下 玲也
入善町農業委員会 主事	浦田 佳明

議事日程及び本日の会議に付した案件は次のとおり

日程第1	会期及び議事日程の件
日程第2	議事録署名委員決定の件
日程第3	議案第110号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第4	議案第111号 農地法第5条の規定による意見進達について
日程第5	議案第112号 農用地利用集積計画の決定について

議長（鍋嶋 太郎）

ご苦勞様です。今月は20日に近江八幡市農業委員会による視察、27日に農業者等との意見交換会が行われます。どちらも農地利用の最適化の推進に向けた貴重な話し合いの場でありますので、ご都合の悪い方以外は是非ご参加ください。

それでは、本日もよろしくお願ひいたします。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは第31回入善町農業委員会を始めたいと思います。順序に従いまして日程第1、会期及び議事日程の件を議題といたします。会期を本日1日限りとし、日程は第1より第5の終了までといたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員 「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしとの発言がありますので、会期を本日1日限りとし、日程は議事終了までと決定いたします。

— 議事録署名委員決定の件 —

議長（鍋嶋 太郎）

次に、日程第2、議事録署名委員決定の件を議題といたします。9番米山委員と13番米田委員に決定
いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員 「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしとの発言がありますので、ご両名に決定いたします。

議長（鍋嶋 太郎）

次に、日程第3、議案第110号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事
務局から説明をお願いいたします。

事務局

議案第110号、農地法第3条の規定による許可申請について、次のとおり、許可申請があったので審議
を求めます。今回は、2件の申請があります。

申請番号1番、農地の所在地は入善町青木〇〇の1筆で、台帳地目、現況地目はともに田、面積は669
㎡です。

譲渡人は黒部市植木〇〇の〇〇さん、譲受人は入善町青木〇〇の〇〇さんです。

申請農地は、譲受人が耕作しており、所有権移転するため今回の申請となりました。

3条許可要件の確認です。農地法第3条に規定される許可要件は7つです。

農地法第3条第2項第1号については、譲受人が現在経営する農地はすべて耕作されており、農業を
営むための農機具が揃っていること、該当農地は徒歩で5分以内であり、通作に支障は無いと見込まれる
こと、耕作者本人が47年の農作業従事経験があることからみて、耕作の事業に供すべき農地のすべて
を効率的に利用できるものと見込まれるため、要件を満たすと考えます。

農地法第3条第2項第2号について、原則として農地所有適格法人以外の法人は農地の権利を取得で
きないというものですが、当該申請における譲受人は個人であるため、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第3号について、信託の引受による農地の取得は認めないというものですが、当
該申請は信託の引受ではないため、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第4号については、農作業に常時従事している者が、年150日にわたり農作業に
従事していることから、農地の耕作者本人が農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると
認められるため、要件を満たすと考えられます。

農地法第3条第2項第5号については、当該申請による農地取得後の経営面積が50aに達することと
いう、いわゆる5反歩要件ですが、譲受人の当該農地取得後の経営面積は、9,700㎡となるため、要件
を満たすと考えます。

農地法第3条第2項第6号について、農地利用集積円滑化団体による農地利用集積事業等でなければ、
原則転貸を認めないというものですが、当該申請に係る農地は譲渡人が所有する農地であるため転貸に
は当たらず、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第7号については、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺の地域における
農地の農業上の効率的かつ総合的な利用に影響を及ぼす支障は生じないと認められることから、要件を
満たすと考えます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると
考えます。

農業委員による意見書の確認印は、高澤委員にいただいております。

申請番号2番、農地の所在地は下飯野〇〇の1筆で、台帳地目、現況地目ともに田、面積は366㎡で
す。

譲渡人は公益社団法人富山県農林水産公社で、譲受人は入善町蛇沢〇〇の〇〇さんです。富山県農林

水産公社は、県や農林水産関係の団体の出資によって運営されている公益社団法人であり、農地中間管理機構として、経営規模を縮小したい農家や離農する農家などから農地を借り入れ、その農地を担い手農家に貸し付ける「農地中間管理事業」を行っています。また、農地の買い入れ・売り渡しについても、特例事業として行なっており、これを利用することで、所得税等の譲渡所得において800万円の特別控除という税制上の特例措置を受けることができます。

この申請は、譲渡人である富山県農林水産公社の特例事業を利用して、認定農業者である〇〇さんが農地を買い受け、経営規模を拡大するものです。

3条許可要件の確認です。農地法第3条に規定される許可要件は7つです。

農地法第3条第2項第1号については、譲受人が現在経営する農地はすべて耕作されており、農業を営むための農機具が揃っていること、該当農地が事務所から1.5kmほどであり、通作に支障は無いと見込まれることから、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれるため、要件を満たすと考えます。

農地法第3条第2項第2号について、原則として農地所有適格法人以外の法人は農地の権利を取得できないというのですが、当該申請における譲受人は農地所有適格法人であるため、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第3号について、信託の引受による農地の取得は認めないというのですが、当該申請は信託の引受ではないため、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第4号については、農作業に常時従事している者がいない場合は認めないというのですが、農地所有適格法人であるため問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第5号については、当該申請による農地取得後の経営面積が50aに達することという、いわゆる5反歩要件ですが、譲受人の当該農地取得後の経営面積は、971,338㎡となるため、要件を満たすと考えます。

農地法第3条第2項第6号について、農地利用集積円滑化団体による農地利用集積事業等でなければ、原則転貸を認めないというのですが、当該申請に係る農地は譲渡人が所有する農地であるため転貸には当たらず、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第7号については、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用に影響を及ぼす支障は生じないと認められることから、要件を満たすと考えます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

農業委員による意見書の確認印は、塚田委員にいただいております。

以上2件です。よろしく申し上げます。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは、現地の確認を行った委員から補足説明をお願いいたします。

高澤委員

現在、譲受人が耕作をしているということで売買しても何も問題ないということで確認印を押しました。

塚田委員

事務局の説明のとおりであり、現地も確認した結果、問題はありませんでした。

議長（鍋嶋 太郎）

では、質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

（質問・意見なし）

議長（鍋嶋 太郎）

何かございませんか。では、質疑、応答、討論が尽きたものと認めます。

よって、これより本案件の採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(全員「異議なし」の発言あり)

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしと認めます。それでは、これより採決を行います。

議案第110号、農地法第3条の規定による許可申請についてを、原案どおり許可することに、ご異議ございませんか。

(全員「異議なし」の発言あり)

議長（鍋嶋 太郎）

全員異議なしの声によりまして、本案を原案どおり県知事に進達することに決定します。

議長（鍋嶋 太郎）

次に、日程第4、議案第111号、農地法第5条の規定による意見進達についてを議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局

議案第111号、農地法第5条の規定による意見進達について。次のとおり、許可申請があったので審議を求めます。今回は、1件の申請があります。

申請番号1番。農地の所在地は入善町東狐〇〇の1筆で、台帳地目、現況地目はともに田、合計面積は400㎡です。

貸渡人は入善町東狐〇〇の〇〇さん、借受人は滑川市迫分〇〇の〇〇さんです。転用目的は「農家分家住宅敷地」で、契約内容は「使用貸借権の設定」です。

借受人の〇〇さんは、現在、滑川市にあります妻の実家にて生活していますが、子供の成長に伴い、父より申請地を借り受けて実家近くに自己の住宅を新築したいと考え、今回の申請となりました。

申請面積は、400㎡と、住宅、来客用駐車場、庭等として利用するために必要な面積です。排水につきましては、下水道にも接続が可能であり、雨水につきましては、排水管を埋設し排水路へ流す計画です。また、残地は引き続き、田として利用する計画であり、排水口は新たに確保する計画です。

国の転用許可基準に示されている許可要件としては、申請地の農地の区分は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、良好な営農条件を備えている農地・第1種農地であると判断します。

第1種農地の転用は原則不許可となっていますが、転用目的が「農家分家住宅敷地」であり、運用通知第2の1の(1)のイの(イ)のcの(e)による、「申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより事業の目的を達成することができるとは認められない」の項目に適合すると認められることから、農地の区分と転用目的には問題ないと考えます。

用地の選定にあたっては、申請地の他には周辺の当該目的を達成できそうな農地以外の土地や第2種農地、第3種農地は存在しないことから、農地の代替性についても申請地は適当であると思われます。

申請地は、令和元年8月29日に農業振興地域の用途区分の変更済みであり、隣接耕作者からの同意及び入善土地改良区の同意内容での意見書も添付されていることから、本案件は許可すべきものと考えます。

以上、1件です。よろしく願いいたします。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは、現地の確認を行った委員から補足説明をお願いいたします。

塚田委員

事務局の説明のとおりであり、問題はありませんでしたので確認印を押しました。

議長（鍋嶋 太郎）

では、質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

（質問・意見なし）

議長（鍋嶋 太郎）

何かございませんか。では、質疑、応答、討論が尽きたものと認めます。
よって、これより本案件の採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしと認めます。それでは、これより採決を行います。
議案第111号、農地法第5条の規定による意見進達についてを、原案どおり県知事へ進達することに、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

全員異議なしの声によりまして、本案を原案どおり県知事に進達することに決定いたします。

議長（鍋嶋 太郎）

次に、日程第5、議案第112号、農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局

議案第112号、農用地利用集積計画の決定について。入善町から提出になった農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、その決定を求めます。令和2年2月5日提出、入善町農業委員会会長、鍋嶋太郎。今回は、新規1件、再設定10件、合計11件の申請があります。

まず、新規設定です。

入善地区はありません。

上原地区はありません。

青木地区はありません。

飯野地区 1件、1筆、151㎡

小摺戸地区はありません。

新屋地区はありません。

栲山地区はありません。

横山地区はありません。

舟見地区はありません。

野中地区はありません。

以上、新規の合計は、1件、1筆、151㎡です。

続いて再設定です。

入善地区 3件、7筆、11,302㎡

上原地区はありません。

青木地区 1件、1筆、1,037㎡

飯野地区はありません。

小摺戸地区 3件、8筆、22,433㎡

新屋地区 1件、1筆、337㎡

栲山地区はありません。

横山地区はありません。

舟見地区はありません。

野中地区 2件、3筆、1,953㎡

以上、再設定の合計は、10件、20筆、37,062㎡です。

新規、再設定合わせて、11件、21筆、37,213㎡です。

次に許可要件の確認ですが、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号については、これらの農用地利用集積計画は全て、入善町が定めた農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に適合していると認められるため、該当すると考えます。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項第2号については、利用権の設定等を受ける者は全て、農用地のすべてを効率的に利用して耕作し、かつ、耕作に必要な農作業に常時従事すると認められるため、該当すると考えます。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項第3号については、利用権の設定等を受ける者は全て、耕作に必要な農作業に常時従事すると認められるため、適用はありません。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項第4号については、全ての案件において、利用権の設定等を受ける土地について、利用権の設定等を受ける者及び所有権等の権利を有する者すべての同意が得られているため、該当すると考えます。

よって、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件のすべてを満たしていると考えます。

以上、よろしく申し上げます。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは、質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

（質問・意見なし）

議長（鍋嶋 太郎）

何かございませんか。では、質疑、応答、討論が尽きたものと認めます。

よって、これより本案件の採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしと認めます。それでは、これより採決を行います。

議案第112号、農用地利用集積計画の決定についてを、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしと認めます。よって、本案件は原案どおり決定することといたします。

議長（鍋嶋 太郎）

以上で本日の議題は全て終了いたしました。その他、何かご意見等はございませんか。

それでは、事務局から何かありますか。

事務局

冒頭の会長の挨拶にもありまして、今月20日に近江八幡市農業委員会が視察しに来られます。また、27日には農業者の方々との意見交換会を開催しますので、ご参加くださいますようお願いいたします。

続いて配布物の確認です。お手元に令和元年度農業委員会研修会開催要領という案内があると思います。これは、農業委員等を中心に農業委員会に課せられた役割等について研鑽を深めるための研修会を開催するもので、3月9日月曜日にアイザック小杉文化ホールラポールにて行われますので、ご参加くださいますようお願いいたします。また、富山県農業会議より農業委員・農地利用最適化推進委員用の

ポータルサイトの開設についてという案内があると思います。農地利用の最適化に向けた情報の提供を目的として富山県農業会議が開設したものであるので、是非ご活用いただきますようよろしくお願いいたします。

事務局からは以上です。

議長（鍋嶋 太郎）

その他、何かご意見等はございませんか。

議長（鍋嶋 太郎）

では、特にご意見等がないようですので、これもちまして第31回入善町農業委員会を閉会いたします。

次回は、3月10日水曜日、午後1時30分から行いますのでよろしくお願いいたします。

（閉会 午後4時05分）